

静岡県立農林環境専門職大学等共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）における学外機関等との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学外機関等 研究機関、商法等に基づく会社、法人等本学以外のものをいう。
- (2) 共同研究 本学の教職員が当該学外機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (3) 共同研究生 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣される者をいう。
- (4) 共同研究担当者 共同研究を行う本学の教職員をいう。
- (5) 共同研究機関 この規程により、本学と共同研究を行う学外機関等をいう。
- (6) 学部等 静岡県立農林環境専門職大学生産環境経営学部及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部生産科学科をいう。

(共同研究の原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受入れるものとする。

(共同研究の受入手続等)

第4条 共同研究の申込みをしようとする者は、共同研究申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 共同研究担当者は、共同研究実施計画書を作成し、その属する学部等の長を経由して学長に提出しなければならない。
- 3 前2項の書類の提出に当たって、学外機関等から受託研究費や共同研究費を受け入れる場合は外部資金受入審査機関の意見書を併せて学長に提出しなければならない。

(共同研究の受入れの決定)

第5条 学長は、前条の共同研究申請書、共同研究実施計画書及び意見書に基づき、共同研究の受入れの可否を決定するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条の規定により共同研究の受入れを決定した場合は、共同研究機関の代表者との間で、共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しなけ

ればならない。

(経費の負担)

第7条 共同研究機関が、負担する共同研究に必要な経費（以下「研究経費」という。）は次の表のとおりとする。

区 分	金 額
共同研究生に係る学部等	共同研究員が本学において共同研究に従事する場合にあつては、静岡県立農林環境専門職大学の授業料等に関する規則に定める金額
研究に要する経費	本学と共同研究機関が協議して定める金額

- 2 共同研究機関は、共同研究契約を締結したときは、研究経費を本学が発行する請求書により納付しなければならない。
- 3 本学は、必要に応じ、研究に要する経費の一部を負担することができる。
- 4 既納の研究経費は返還しない。ただし、第10条の規定により共同研究を中止したときは、研究に要する経費のうち不用となった額の範囲内において、全部又は一部を還付することができる。
- 5 本学は、第10条の規定により研究期間の実施期間を延長したときは、その事由に応じ共同研究機関に研究経費の追加を求めることができる。

(施設・設備の供与)

第8条 本学は、本学の他の教育・研究の妨げとならない限り、本学の施設・設備を共同研究の用に供することができる。

(設備の帰属等)

第9条 研究経費により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

- 2 学長は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関の施設又は設備を無償で利用し、又は本学に受入れて共同研究を行わせることができる。
- 3 前項の規定により、共同研究機関の施設又は設備を利用して研究を行うときは、研究用務のための出張として手続をとるものとする。

(共同研究の中止及び延長)

第10条 学長は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同研究機関の代表者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は期間を延長することができる。

(共同研究の完了)

第11条 共同研究担当者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了届を学部等の長を経由して学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第 12 条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表の時期及び方法等は、共同研究担当者が予め得て、共同研究機関と協議して定めるものとする。

(特許)

第 13 条 共同研究の結果生じた発明に係る特許を受ける権利及び特許権の帰属等については、静岡県職員の職務発明等に関する規程（平成 5 年 3 月 15 日静岡県訓令乙第 3 号）及び共同研究契約の定めるところによる。

(準用)

第 14 条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利について準用する。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

[参考]

共同研究のフローチャート

共同研究の原則（農林環境専門職大学等共同研究取扱規程）

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受入れるものとする。

